

◎佐賀県条例第8号

佐賀県証紙条例の一部を改正する条例

佐賀県証紙条例（昭和39年佐賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入等)</p> <p>第2条 知事が、別に定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、<u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料</u>については、規則で定める方法により徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入等)</p> <p>第2条 知事が、別に定める使用料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する使用料等</u>については、規則で定める方法により徴収する。</p> <p>(1) <u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料等</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託された使用料等</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。